

公式通知 No. 1

| | |
|------------------------|-----------|
| 発行日時：2017年12月26日 00:00 | 文章番号：1-01 |
| 宛先：全参加者 | ページ数：1 |
| 発行者：技術委員長 | 添付資料：無 |

発行内容：横長LEDバーライトの扱いについて

RPN車両を除く車両の横長LEDバーライト（以降LEDバー）の扱いについて下記の通り規定する。

● 車両の前照灯（ヘッドライト）よりも上部に取り付けられたLEDバーについて

1. 前照灯（ヘッドライト）以外の目的で取り付けられた場合

- 1-1. 前照灯よりも高い位置での灯火は補助灯として認められない。
- 1-2. 作業灯としての取り付けは許されるが、車両が走行中は消灯しなければならない。
- 1-3. その他の灯火として取り付けは許されるが、光度300カンデラ以下でなければならない。
- 1-4. 取り付け具は半径2.5ミリ以下の鋭利な金属部分が露出してはならない。

2. 前照灯（ヘッドライト）用として取り付けられた場合

- 2-1. ハイビームとして使用する場合、ロービーム点灯時にはそれと連動して消灯しなければならない。
(単独のスイッチでの操作で点灯してはならない)
- 2-2. 左右対称の位置に取り付けられ2個又は4個（標準の前照灯を含む）とする。
- 2-3. 点灯用の配線は、車両外部に露出してはならない。（保護カバー等を含め）
- 2-4. 取り付け部は半径2.5ミリ以下の鋭利な金属部分が露出してはならない。
- 2-5. 平成18年1月3日以降に新規登録された車両の光色は白色のみで淡黄色は不可。運転者に点灯を確認できるインジケータを装備すること。
平成17年12月31日以前の車両は白色又は淡黄色を利用できるが、前照灯は全て同一色で無ければならない。
- 2-6. 光度は430,000カンデラ以下(全ての合計)とし、夜間100m先の障害物を確認できる物とする。

● 車両の前照灯（ヘッドライト）と同じ高さか、それ以下に取り付けられたLEDバーの場合

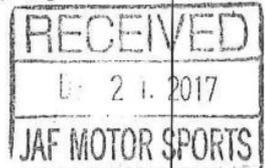
1. 補助灯としての使用が認められる。（但し左右対称の位置であること。）

- 1-1. LEDバー点灯時、車幅灯、ナンバー灯、尾灯が連動して点灯しなければならない。

2. 前照灯（ヘッドライト）として取り付けられた場合

- 2-1. ハイビームとして使用する場合、左右対称の位置であること。また、ロービームを点灯した場合にはそれと連動して消灯、又は減光すること。
- 2-2. ハイビームの灯火数は最大4灯までとする。（標準の前照灯を含める）
- 2-3. ロービームとして使用する場合、照明部の外縁が最外側から400ミリ以内であること。
- 2-4. ロービームの取り付けの最大高さは、ライト中心部が1200ミリ以下であること。
- 2-5. ロービームの灯火数は2灯以下とし、左右対称の位置とすること。
- 2-6. ハイビーム用、ロービーム用、共に配線類は車体外部に露出してはならない。
- 2-7. 車幅灯、ナンバー灯、尾灯が消灯している場合に点灯してはならない。

※RPN車両は前照灯（ヘッドライト）の追加変更はラリー車両規定におけるRPN車両規定で認められていないため追加変更は不可とする。また前部霧灯（フォグランプ）として取付ける場合は同車両規定に合致させ取付けること。



承認

17.12.25

